

石運船事件判決に対する弁護士声明

平成27年3月18日

福島原発被害弁護士
共同代表 小野寺 利 孝
同 広 田 次 男

平成27年3月18日、福島地方裁判所いわき支部は、東京電力株式会社に対し、福島第一原子力発電所における事故（以下「原発事故」）に基づく石運船座礁につき、同船を所有する株式会社に対し、石運船の滅失に対する損害賠償を支払うよう命じる判決（以下「本判決」）を言い渡しました。

本判決について、当弁護士団は、以下のとおり声明を発表いたします。

1 本判決の事案の概要

2011年3月11日に発生した福島第一原発事故は、多くの人々に深刻にして多様な被害をもたらしました。

原発事故により、物に対する放射線被曝や、避難を余儀無くされたことによる管理不能を原因として、人々の生業の手段であり、同時にその成果でもある多くの財物が失われることとなりました。

本件で問題となったのは、福島県いわき市にある小名浜港に拠点を持ち、港湾における土木工事、潜水工事を行う会社の所有する石運船、通称「石船」です。

この石船は、平成23年3月11日、東日本大震災に伴う津波のために小名浜港からいったん流されましたが、福島第二原発に再度漂着しました。

会社の社員達は、漂流する石船を救いたいと考えましたが、福島第二原発は、第一原発から20km圏内であり、立ち入りが禁止されていました。そのため、運び出しも、係留も出来ませんでした。そのため、石船は再度漂流し、富岡川河口に座礁して回収不可能となり、その経済的価値は喪失してしまいました。今も石船は、河口の砂に空しく埋もれたままとなっています。

当弁護士団は、石船が回収不可能になったのは、原発事故により、第二原発に立ち入りが出来なくなったからであるとして、平成24年3月21日、福島地方裁判所いわき支部にて、石船の再調達価格相当を賠償額とする損害賠償請求訴訟を提起いたしました。そして、約3年の審理を経て、本日の判決に至りました。

2 本判決の内容と意義

本判決では、当該会社が、3月24日までの時点で、原発事故さえなければ本件石船を係留し救うことができたことを認定し、原発事故と石船の座礁との

間の法的な因果関係を認めました。当初東京電力は賠償を認めなかったことからすれば、本判決が因果関係を認めたことは一定の意義を有するものです。

もっとも、本判決は、公害である原発事故との特殊性を無視して不法行為法の先例に追随し、さらに石船の利用実態を無視して、形式的な統計のみを理由として、損害額を時価（いわゆる交換価値）により算定したうえ、さらに、東電基準を無批判に受け入れて賠償額を決定しました。

しかし、本判決の損害額評価に関する判断は、今後ただちに改められるべきものです。

本判決は、原発事故による広汎かつ継続的な被害により、財物が交換価値に留まらない損害を受けていること、地域を破壊された人々の生活再建、事業再建を困難にしているという実情を無視するものです。そして、加害者東京電力による、財物賠償に関し、画一的かつ低額の賠償基準を提示して、その基準による賠償受領を被害者に甘受させようとする姿勢を追認するもので不当といわざるを得ません。

3 原状回復と完全賠償を勝ち取るために

未曾有の被害を惹き起こした原発事故から4年が経過しました。

裁判所には、本判決のような先例追従主義を即刻改め、すべての被害者に対し、財物に関する完全賠償を認めるような司法判断をにんじることをお願いします。

今後も、私たち弁護団は、原発被害に対する原状回復、完全賠償を求めて、闘っていく所存です。

以上